

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等

の一部を改正する法律案について

～内閣法制局第二部長 御説明資料～

【総論】

1. 法改正の必要性と改正内容の概要について 1

2. 連携法、学校教育法、司法試験及び裁判所法の一部改正を束ね法案とすることについて 4

【法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）】

3. 法科大学院における教育に司法試験及び司法修習との有機的連携を求めるについて（第2条） 8

4. 法科大学院における教育により涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要な学識として「専門的な法律の分野に関するもの」を明示することについて（第2条） 10

5. 国の責務に関する規定の改正について（第3条） 11

6. 法科大学院における教育課程等の公表の義務付けについて（新第5条第1項） 12

7. 法科大学院における教育課程の公表に当たって明示すべき事項について（新第5条第2項） 17

8. 法科大学院を設置する大学による「連携法曹基礎課程」の認定制度の創設の必要性について（新第6条） 18

9. 「連携法曹基礎課程」に関する各規定の内容について（新第6条） 21

10. 「連携法曹基礎課程」の認定を受けようとする大学に対する協力について（新第7条） 24

11. 大学の責務として、法科大学院の入学者選抜における職業経験を有する者等への配慮を規定することについて（新第8条） 25

1 2. 法務大臣及び文部科学大臣が「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる」旨の規定を加えることについて（新第10条第4項） 29

1 3. 法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とともに、法科大学院以外の大学院の収容定員に係る学則の変更を届出事項とすることについて（学校教育法施行令第23条、23条の2） 31

【学校教育法】

1 4. 大学院への飛び入学の適否の判断要件として、学部の成績以外の要素も考慮することについて（学校教育法第102条） 38

【司法試験法・裁判所法】

（別冊）

【附 則】

1 5. 施行期日について 41

1. 法改正の必要性と改正内容の概要について

1. 法科大学院が平成16年4月から学生を受け入れた当初は、司法試験の合格者数は年間3,000人達成を目指すべきであるとされ、法科大学院の課程を修了した者の中相当程度（約7-8割）の者が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うこととされるとともに、多様性の拡大を図るために、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきであるとされ、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量とともに豊かな法曹を養成することが期待されていた。

しかしながら、実際は、74大学が法科大学院を開設する中で、法科大学院総体としての司法試験合格率は低迷するなどし、また、既修者コース・未修者コースを問わず、志願者、入学者の減少がとどまらないという事態に陥っている。

一方で、法学部生の成績優秀者のうち少なからぬ者については、諸般の事情により法科大学院を経由しない者の中からも優れた人材を選抜して法曹資格を付与する途を開くために設けられた司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）の合格を目指して、法学部での学修のほか司法試験予備校等を利用して、予備試験に向けた試験勉強をしている状況にある。そして、法科大学院在学者についても、少なからぬ者が予備試験を受験しており、予備試験合格資格による司法試験の受験・合格後に法科大学院を中退するという傾向が年々強まっている（参考1）。

これらの状況を改善するため、明確な法曹志望を有する者に対して、早い段階から体系的・一貫的な教育を行い、質の高い法曹が十分に確保されるよう、法科大学院が法学部と有機的連携を図るとともに、多様な人材が法曹となる途が確保されるよう取組の改善を図ることが早急に必要となっている。

2. この状況を改善し、質の高い法曹を多数輩出していく環境を整備することは喫緊の課題であり、

- ① 司法試験、司法修習との有機的連携による法科大学院教育の改善
- ② ①にとどまらない法科大学院における教育の充実
- ③ 法学部と法科大学院における体系的・一貫的な教育の実現
- ④ 職業経験を有する者等に関する、法科大学院の入学者の適性の評価における適確性と入学者の多様性の確保
- ⑤ 法科大学院の収容定員の管理の厳格化

などの法科大学院改革を、司法試験改革とともに併せて行うことにより、現状の課題を解決し、平成27年6月法曹養成制度改革推進会議決定等（参考2、3）で方向性が示された、質・量とともに豊かな法曹の養成を実現するための改革を行う必要がある。

3. このため、

- (1) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）の改正：
 - ① 法科大学院教育と司法試験及び司法修習の有機的連携や法科大学院における専

門的な法律の分野に関する教育の充実を法曹養成の基本理念として明記

- ② 法科大学院における教育課程等の公表の義務化
- ③ 法学を履修する課程を置く大学との連携を図るためのスキームの導入
- ④ 職業経験を有する者等に関する入学者選抜における配慮の義務付け
- ⑤ 収容定員の管理を認可事項とし、収容定員の総数に係る文部科学省と法務省の協議手続の導入

(2) 学校教育法の改正 :

法科大学院を念頭に置いた、大学院への飛び入学の適否の判断材料の拡大

(3) 司法試験法の改正 :

- ① 司法試験の受験資格の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格の導入）
- ② 司法試験及び予備試験の試験科目の見直し

(4) 裁判所法の改正 :

司法修習生の採用要件の見直し（法科大学院在学中受験資格に基づく司法試験合格者について、法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件化）

などを行うものである。

4. 施行期日については、以下のとおりとしている。

- ① 法科大学院改革に関する改正規定のうち、収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続きに関する改正規定の施行は公布日、その他の改正規定の施行は平成32年4月1日から。
- ② 司法試験制度に関する改正規定及び司法修習制度に関する改正規定の施行は平成34年10月1日、予備試験制度に関する改正規定の施行は平成33年12月1日から。

(参考1) 司法試験予備試験の法科大学院教育への影響

(1) 予備試験合格者に占める学部生・法科大学院生の人数の推移（直近5か年）

- ・平成25年…合格者：351名（うち学部在学中：107名、法科大学院在学中：164名）
- ・平成26年…合格者：356名（うち学部在学中：114名、法科大学院在学中：168名）
- ・平成27年…合格者：394名（うち学部在学中：156名、法科大学院在学中：138名）
- ・平成28年…合格者：405名（うち学部在学中：179名、法科大学院在学中：154名）
- ・平成29年…合格者：444名（うち学部在学中：213名、法科大学院在学中：109名）

※出願時の自己申告に基づく

(2) 予備試験合格（①）又は予備試験合格資格による司法試験合格（②）を理由とする法科大学院中退者の数の推移（直近5か年）

- ・平成25年度中…36名（うち①：9名、②：27名）
- ・平成26年度中…70名（うち①：13名、②：57名）
- ・平成27年度中…70名（うち①：21名、②：49名）
- ・平成28年度中…84名（うち①：20名、②：64名）
- ・平成29年度中…96名（うち①：21名、②：75名）

(参考2) 法曹養成制度改革推進会議（※） 平成27年6月「法曹養成制度改革の更なる推進について」（抜粋）

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。
- ※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。
- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体の方策

（3）経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間を在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

※法曹養成制度改革推進会議

平成25年9月、閣議決定に基づき設置（議長：官房長官、副議長：法務大臣、文部科学大臣、議員：財務大臣、経産大臣）。平成27年6月に「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定し（いわゆる「推進会議決定」）、同年7月に設置期限が満了。

文部科学省と法務省が中心となり、推進会議決定に基づく各種の施策を進めている。特に、平成30年度までを集中改革期間とした法科大学院改革の実現は、改革の本丸と位置付けられている。

なお、推進会議決定自体は閣議決定ではないが、「推進会議決定に掲げられた各施策の実施に努め」ることは閣議決定事項である。（「衆議院議員逢坂誠二君提出司法試験出願者数の激減に関する質問に対する答弁書（平成29年4月4日閣議決定）」

（参考3）中教審法科大学院等特別委員会 平成30年3月「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」抜粋

- 法科大学院は法学部との連携の一層の強化を図り、前途有為な多くの生徒、学生等を積極的に法学部ないし法科大学院に呼び込むとともに、各大学が、大学全体の理解と支援を得て、法学部に「法曹コース（仮称）」（以下「法曹コース」という。）を設置することを奨励する。これにより、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。
- 法学部の法曹コースにおいて、法科大学院の法律基本科目に相当する科目等について、法科大学院の既修者コースの進学に必要な学識を培うことができる充実した教育を行い、学年毎に厳格に成績を評価することにより、学生の学力を担保し、法科大学院への進学に当たっては、既修者コースへの進学が基本となるようにする。
- 学部段階から法科大学院進学を見据えた体系的な科目編成や教育内容の充実によりコースの魅力を高め、意欲ある学生を集めてその学力を向上させ、従来からの学部4年間と法科大学院2年間の学修によって法曹になる途に加えて、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する者がより早期に法科大学院に進学できる途を整備し、学生の時間的・経済的負担の軽減を図る。

2. 連携法、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の一部改正を束ね法案とすることについて

1. 連携法、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の一部改正を束ね法案とする理由

(1) 連携法、学校教育法、司法試験法及び裁判所法の改正は、いずれも法科大学院教育における課題を克服するための法科大学院改革の一環として行われるものであり、その目的を一にするものである。連携法の改正による連携法曹基礎課程の認定制度の創設と、それに伴う入学者選抜における配慮は、いずれも学部と院が連携することにより法科大学院教育の充実を図ることを目的としている。

学校教育法の改正は、飛び入学の判断材料を拡大し既修者認定試験等を活用できるようにすることで、法科大学院への飛び入学が可能となる途をより一層広げ、法曹養成における時間的・経済的負担の軽減を可能とするものである。

司法試験法の改正による在学中受験資格の導入は、更なる時間的・経済的負担の軽減を目的としているものであり、在学中受験資格で合格した者について法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件とする裁判所法の改正も、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を維持することを目的としている。

(2) また、改正する4法律の改正内容は、いずれも法科大学院を中心とする法曹養成制度に特化した内容であるという点において、相互に密接な関連がある。

具体的な規定としては、連携法において、

- ・飛び入学（今般の学校教育法改正により、学部の成績以外の事項もその許否の判断材料として用いることを可能とする改正を行う）によって法科大学院へ入学しようとする者への配慮に関する規定（連携法第7条第3号）
- ・今般の司法試験法改正で新たに認められる法科大学院在学中の司法試験受験資格を取得するために必要な科目に対応するものの開設状況の公表に関する規定（連携法第5条第1項第1号）

などが新たに設けられることなどから、連携法において他の改正事項を引用するという関係を有している。

(3) 上記に加え、下記2. も踏まえれば、今般の連携法を中心とする4法案を全て束ねて一括した形の法案とすることが適当と考えられる。

2. 束ね法を文部科学委員会で審議することを見込んでいる理由

(1) 連携法における連携法曹基礎課程の認定制度の創設と、それに伴う入学者選抜における配慮は、法科大学院とその認定を受けた学部の課程が結びつき、かつ入学者選抜で配慮が行われることによって、学部段階から体系的・一貫的教育が実施され、これらが法科大学院の教育の充実につながるというものである。また、学校教育法の改正は、法科大学院への飛び入学の判断材料を学部の成績だけでなくその他それ

に準ずるものに拡大することで、法科大学院への飛び入学が可能となる途をより一層広げ、法曹養成における時間的・経済的負担を軽減することを目的としている。

(2) 今回の司法試験法や裁判所法の改正についても、その発端は法科大学院改革にある。司法試験法の改正によるギャップタームの解消（在学中受験）は、法曹養成のメインルートたる法科大学院ルートの時間的・経済的負担の軽減が主たる目的であり、当該在学中受験は全ての学生に必須ではなく、制度的には特例であるものの、量的な意味では大きな割合を占めることが見込まれる。

また、司法試験における選択科目の廃止と予備試験への選択科目の導入は、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、司法試験受験までの負担軽減を図る観点から、司法試験の論文式試験の科目から選択科目を廃止する一方で、当該科目に相当する科目を（実際には司法試験終了後に）法科大学院課程において確実に履修させることとともに、「法科大学院を修了した者と同等の学識等を有するか否かを判定する」という予備試験の目的に鑑みて同試験の論文式試験の科目として選択科目を導入するものである。

(3) また、裁判所法の改正による、法科大学院在学中受験資格に基づき司法試験に合格した者について司法修習生の採用要件として法科大学院課程の修了を課すことは、司法試験合格後に、同試験において廃止される選択科目に相当する科目の履修を義務付ける（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の改正を予定）ことを含め、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を維持するために行うものである。

(4) このように、今回の改正内容は、あくまで、法曹養成プロセスの中核である法科大学院の改革を中心とする改正であり、各改正法の内容も法科大学院に関連するものであることから、委員会についても、文部科学行政を担当する衆・文部科学委員会及び参・文教科学委員会で審議いただくことが見込まれる内容となっている。

3. 制定時の経緯との関係の整理

(1) 法科大学院設立時においては、学校教育法の改正の中心は、主として法科大学院を念頭に置いた専門職大学院制度の創設であり、衆・文部科学委員会、参・文教科学委員会において審議された。なお、連携法は、制定時には法務委員会において審議されたが、これは、それまでの点による司法試験を法科大学院・司法試験・司法修習というプロセスによる養成に転換するという点において、司法試験・司法修習の在り方を変えるものであり、内閣に設置された司法制度改革推進本部が専ら立案等を行ったことによるものである。

(2) 今般の改正においては、法科大学院に関する内容以外に改正事項はなく、法科大学院改革に係る一連の法改正として、法科大学院に係る連携法の理念の改正を始めとして、関係法令を改正するものである。もとより法科大学院改革を中心とする

法改正は学校教育の在り方に直接的に関わるものであり、法科大学院創設時においても、法科大学院制度をはじめとする専門職大学院制度の創設に係る学校教育法の改正案は、衆・文部科学委員会及び参・文教科学委員会において審議された経緯がある。したがって、本法案についても、法科大学院制度について審議する場としてふさわしい衆・文部科学委員会及び参・文教科学委員会において一法案として付託されることが適当と考える。

(3) なお、今回の連携法の改正と同様に、共管の法律について、改正内容に応じて付託される委員会が変更されている例として、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)がある。同法は財務省と経済産業省の共管であり、外国為替、外国貿易等の対外取引の適正化のために必要な国、銀行、投資家、輸出業者等の義務等を規定するものである。同法は、制定時には主に経済安定・大蔵・通商産業委員会の連合審査において審議された上、経済安定委員会で採決された。その後、制定後に行われた11回の改正に当たっては、改正内容に応じて、大蔵委員会・財務金融委員会等又は商工委員会・経済産業委員会のいずれかに付託されている(参考1)。

(4) また、同一趣旨の複数法律を束ねた改正において、被改正法律の中に一貫して同一の法律が含まれていながら、付託委員会が改正趣旨に応じて変更されている例として、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)がある。同法は財務省が所管し、特別会計の設置及びその管理等に関する事項を規定するものであり、制定時には財務金融委員会(財政金融委員会)で審議・採決されたが、その後、各種特別会計関連法の改正に伴い、当該法律と束ねて「〇〇法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」として改正された際には、財務金融委員会等ではなく、「〇〇」法の所管省庁に対応する委員会に付託されている(参考2)。

(5) 以上のことから、文部科学省と法務省の共管である連携法についても、制定当時には主として法務委員会で審議されたものの、改正内容に応じていずれかの省庁に対応する委員会に一括付託することは可能であり、また、同一の趣旨の下に束ね法として法務省所管の司法試験法等を改正する場合、これらの法律についても、改正趣旨に応じて法務委員会以外の委員会に付託することも可能と考えられる。

(参考1) 外国為替及び外国貿易法の近時の改正状況

○193回国会(平成29年3月3日)提出 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
<法案理由>

事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術又は貨物の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するとともに、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置並びに対内直接投資に関する規制を強化する措置を講ずる必要がある。

<付託委員会>

衆: 経済産業委員会、参: 経済産業委員会

○171回国会（平成21年2月27日）提出 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

＜法案理由＞

国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い、安全保障に関する貨物又は技術の海外への流出の懸念が増大していることから、安全保障に関する技術の対外取引に係る規制の対象となる者の範囲を見直すとともに、当該規制の確実な実施を図るため当該技術の対外取引に係る記録媒体の輸出等を規制し、また、安全保障に関する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化する等の措置を講ずる必要がある。

＜付託委員会＞

衆：経済産業委員会、参：経済産業委員会

○154回国会（平成14年3月12日）提出 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

＜法案理由＞

我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行し、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する等の観点から、支払等及び資本取引に係る許可制度の効果的な実施を図るため金融機関等に対し顧客の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行う必要がある。

＜付託委員会＞

衆：財務金融委員会、参：財政金融委員会

（参考2）特別会計に関する法律の近時の改正状況

○196回国会（平成30年2月6日）提出

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

＜法案理由＞

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成三十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。

＜付託委員会＞

衆：総務委員会、参：総務委員会

○189回国会（平成27年3月20日）提出

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

＜法案理由＞

貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険を解散して株式会社日本貿易保険を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるとともに、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計を廃止し、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講ずる必要がある。

＜付託委員会＞

衆・経済産業委員会、参：経済産業委員会

○180回国会（平成24年1月27日）提出

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

＜法案理由＞

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険の基本手当の給付日数の延長等に関する暫定措置及び労働保険特別会計雇用勘定の積立金の特例等を延長する必要がある。

＜付託委員会＞

衆：厚生労働委員会、参：厚生労働委員会

3. 法科大学院における教育に司法試験及び司法修習との有機的連携を求めるについて（第2条）

1. 制定時の背景について

第2条では、第1号において法科大学院教育自体の充実が、第2号・第3号において司法試験及び司法修習が法科大学院と有機的な連携を図ることが、それぞれ基本理念として規定されている。このように、第2条においては、まず、法曹養成プロセスの中核として法科大学院の教育が存在し、その後の司法試験・司法修習が当該教育と有機的に連携すべき旨が規定されているが、これは、法曹養成プロセスの中で法科大学院教育が司法試験や司法修習に先立つものであることに加えて、制度創設当初、受験技術優先の予備校教育の否定から、法科大学院において司法試験対策に傾注した教育が行われることが強く敬遠されていたこと等によるものである。

2. 法科大学院における教育に「司法試験」との有機的連携を求めるについて

しかしながら、法曹養成に特化した専門職大学院という法科大学院の制度的位置付けに鑑みれば、法曹となろうとする者に必要な学識等を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験の合格に求められる学力を念頭に置きつつ教育内容を常に改善していくことは、全く否定されるべきものではない。

むしろ、法科大学院修了者の司法試験合格率の向上にも資するものである上、在学中受験資格の導入に伴い、司法試験受験前後の在学期間を効果的に活用する教育課程の編成を行うことが更なる法科大学院教育の充実に資することから、法科大学院教育の側においても、司法試験との有機的連携を図ることが求められる。また、法科大学院における教育が司法試験と有機的連携を図ることを基本理念として法律上規定することは、中央教育審議会法科大学院特別委員会において「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割である」とされており（参考1）、上述の法科大学院の制度的位置付けを踏まえれば、十分に許容されるものである。

3. 法科大学院における教育に「司法修習」との有機的連携を求めるについて

法科大学院における教育と司法修習の連携については、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」（平成15年法律第40号）第1条において、「法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うもの」と規定されているとおり（参考2）、両者はそもそも相互に有機的な連携を図ることが予定されているものである。

4. 「有機的連携」と規定することについて

連携法において、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との間に求められる関係を、単に連携とせず、有機的連携と規定している趣旨は、「全体として相互に

緊密な連携を確保すること」（法制定時の予想答弁資料）である。法科大学院教育の側から司法試験・司法修習に対するアプローチについても、これらは法曹養成という同一の目的を共有するプロセス上に存在することに加え、

- ① 法科大学院において、司法試験の内容を十分に念頭に置いて、そこで求められる能力をも踏まえた上で法曹に必要な学識及びその応用能力等を涵養するよう教育すること
- ② 法科大学院において、司法修習との役割分担の下、先端・発展科目の学習や実務教育を実施すること

を踏まえると、緊密な連携が求められるものであり、有機的連携と規定することが適当である。

（参考1）平成26年7月2日中央教育審議会法科大学院特別委員会「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」（抜粋）

法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、司法試験で問われているような将来の実務に必要な学識及びその応用能力等を学生に身に付けさせ、司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割である

（参考2）法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に關係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関する必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

4. 法科大学院における教育により涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要な学識として「専門的な法律の分野に関するもの」を明示することについて（第2条）

1. 今般の改正の趣旨である、法科大学院教育と司法試験及び司法修習との有機的な連携の一層の促進を図る一環として、法科大学院教育と司法試験の法曹養成課程における役割分担を見直し、基本的な法律分野に関する能力の修得については、引き続き司法試験で判定することとしつつ、他方で専門的な法律の分野に関する能力の修得については、法科大学院教育によって担うこととする。そこで、連携法第2条第1号を改正し、法科大学院で涵養されるべき将来の法曹としての実務に必要な学識の内容（※）に専門的な法律の分野に関するものが含まれる旨を明記する（なお、法科大学院在学中受験資格の導入に伴い、司法試験受験生の負担軽減を図る観点から、司法試験法を改正し、司法試験論文式試験の試験科目から選択科目を廃止するとともに、専門職大学院設置基準の改正により、法科大学院課程において、専門的な法律の分野に関する科目の設置・履修を義務付け、その学習を担保することを予定している。）。
2. こうした改正は、法曹の実務において、司法試験の在り方について、「法科大学院における教育との有機的連携の下に」実施することを基本として行うべきこととされたこと（連携法第2条第2号）を受けて、連携法制定と同時に実施された司法試験法の改正により旧司法試験で実施されていた口述試験を廃止すると同時に、連携法第2条第1号の括弧書きで「弁論の能力を含む。」として法科大学院において弁論の能力を涵養するための教育が実施されるべき旨が規定された経緯とも整合するものである。

なお、立案担当者の解説によれば、「法科大学院においては、少人数による双方向的・多方向的で密度の濃い授業によって、口頭表現能力等を涵養するための教育が行われ、その上で厳格な成績評価及び修了の認定によりその修得が担保されることなどから、口頭表現能力等の修得の確認は法科大学院にゆだねることとし、新司法試験では口述試験は実施しないこととされた」とされている（古口章『司法制度改革概説5総合法律支援法／法曹養成関連法』（商事法務・2005）234頁）

（※）法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であることから、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力」や「法律に関する実務の基礎的素養」を涵養するための教育を実施することとしている。司法試験法第1条においては、司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるとされており、短答式試験においては、憲法、民法及び刑法の3科目が、論文式試験においては、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目の4科目が試験科目とされている（司法試験法第3条第1項、第2項）。

5. 国の責務に関する規定の改正について（第3条）

1. 法科大学院は、法曹養成制度における中核的な教育機関と位置付けられ、その修了者に司法試験の受験資格が認められることとなっており、法科大学院における教育の充実が法曹養成において重要な意義を有することから、第3条において、国の責務として法科大学院における教育の充実を図るべきことが規定されている。
2. 今回、法科大学院を設置する大学による連携法曹基礎課程（8.（18ページ）において後述）の認定制度の創設により、法科大学院と体系的・一貫的な教育を行う連携法曹基礎課程が、法曹養成プロセスにおいて新たな役割を担うこととなったところ、その教育の充実が、法科大学院教育の充実にも資するものであるため、連携法曹基礎課程における教育についても、法科大学院における教育と併せて充実を図る必要性が高いことから、同条において、国がその教育の充実を図るべき対象に、法科大学院だけでなく連携法曹基礎課程も含む旨を規定するものである。
3. 本条の改正は、「法科大学院における教育の充実」の文言に「連携法曹基礎課程における教育の充実」を含むこととするものであり、「以下同じ」と規定することにより、第4条・新第5条第1項・新第9条第1項における「法科大学院における教育の充実」についても、同様の改正の効果が生じるが、それぞれの趣旨は以下のとおりである。
 - ・第4条：大学の責務を規定する本条は、これまで、法科大学院を設置する大学を念頭に、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるべきことを定めているが、法曹養成プロセスの中核である法科大学院と連携し、そこで教育を支えるものとなる連携法曹基礎課程における教育も、質・量ともに豊かな法曹養成のため重要な役割を担うことを踏まえ、同課程を置く大学を念頭に、同課程における教育の充実に努めるべきことを規定するものである。
 - ・新第5条第1項：法科大学院を設置する大学に対し、その教育課程等の公表を義務付ける本項は、第一義的には、法曹を目指す者に法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供し、適切な進路選択に繋げることを目的としているが（6.（12ページ）において後述）、同時に、当該法科大学院を設置する大学から連携法曹基礎課程としての認定を受けようとする大学にとっても、法科大学院の教育課程等に関する情報は教育課程の編成等に当たって有用な情報であることから、情報の公表の目的の中に、連携法曹基礎課程における教育の充実を含めるものである。
 - ・新第9条第1項：第3条の改正により、国は、連携法曹基礎課程における教育の充実を図るべき責務を有することとなるところ、その趣旨は、司法制度を所管する法務大臣と学校教育制度を所管する文部科学大臣の相互協力においても貫徹されるべきものであるため、相互協力の義務を規定する本項において、その目的の中に、連携法曹基礎課程における教育の充実を含めるものである。

6. 法科大学院における教育課程等の公表の義務付けについて（新第5条第1項）

1. 新第5条第1項は、第4条に規定される法科大学院の自主的で多様な教育の充実を原則としつつ、当該教育の内容やその実施状況の公表を義務付けることにより、各法科大学院の教育の充実を図るとともに、法曹を目指す者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供し、適切な進路選択に繋げることを企図するものである。また、これらの情報は、連携法曹基礎課程（8.（18ページ）において後述）の認定を受けようとする大学にとっても、認定を受ける法科大学院を決定したり、連携法曹基礎課程の教育課程を編成したりする上で有用な情報であり、同課程における教育に資するものといえる。

2. 本項において、法科大学院を置く大学が公表すべきものとして規定するのは、以下の事項である。

- ① 当該法科大学院の教育課程とその履修に当たり求められる学識及び能力（第1号）
- ② 当該法科大学院における成績評価及び修了の認定の基準並びに成績評価及び修了認定の実施の状況（第2号）

（1）第1号関係

第1号は、教育内容に係る最も基本的な情報である教育課程のみならず、その履修の前提や結果である学識及び能力も公表の対象として規定している。入学や進級に一定の条件を課している法科大学院においては、各学年の教育課程の履修するに当たり求められる学識及び能力を明らかにすることで、次のような利点が生じる。

第1に、既修者コースへの入学を希望する学生にとって、その入学後の学修（法科大学院2年次に学修）に当たって求められる学識や能力が明らかになることで法科大学院への入学時に修得しておくべき能力について具体的なイメージを持つことが可能となる。

第2に、連携法曹基礎課程として認定を受け、又は受けようとする課程を置く大学にとって、連携法曹基礎課程を経た学生にどの程度の学識や能力を身につけさせなければならないかが明らかになることで、認定に向けた準備及び当該課程における教育の実施の一助となる（具体的には、例えば未修者コース第1年次に配置された必修の法律基本科目「民法基礎」について、その内容とともにそのコースで身につけるべき学識と能力が明らかになることで、それらが達成できるよう個々の学生が学部時代に学んだり、連携法曹基礎課程における教育課程を編成する上で達成できるような科目として編成を行うこととなる助けとなる。）。

第3に、法科大学院の各学年に属する学生にとって、各学年が終了する段階でどの程度の学識や能力を身につけておく必要があるかが明らかにされていることにより、見通しを持った学びが可能となる。

(2) 第2号関係

第2号は、成績評価や修了認定の基準とその実際の運用の状況について公表させるものである。法科大学院における教育の充実を図るために、単に編成された教育課程の通りカリキュラムが実施されるだけでなく、それによって第1号で公表されている学識及び能力が身についたかを厳格に確かめ、単位修得の認定をすることが必要であり、そのために、どのような基準で成績や修了を認定することとしているかを公表させるとともに、実際の評価の状況（例：優・良・可・不可それぞれの評定の割合等）や修了認定の状況（例：標準修業年限で修了している者の割合等）を併せて公表することを求め、法科大学院における厳格な成績評価及び修了の認定（連携法第2条第1号）を確実に確保しようとするものである。

また、社会人経験者や法学以外の分野からの多様な入学者の確保に当たっては、第1号と同様、法曹を目指す者に対し、進路選択に資する有用な情報を提供することにもなるものである。

3. 学校教育法においては、第113条において教育研究活動の状況の公表を義務づけた上で、その詳細を同施行規則第172条の2において定めている。また、学校教育法第109条・第110条において法科大学院を含めた専門職大学院の認証評価を規定し、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成16年文部科学省令第7号）第4条第1項第1号イからカにおいて、各認証評価機関が定める大学評価基準に定められておくべき項目が規定された上で、当該認証評価結果は、各認証評価機関によって公表されることとされている。情報公開が、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」といった教育課程や「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」など、主にインプットベースの客観的・外形的事象を公表することとしているのに対し、認証評価は「必要な授業科目の解説その他の体系的な教育課程の編成に関すること」や「学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観的及び厳格性の確保に関すること」など、主に当該公表事項の目的が達成されているかの実質的判断を伴う内容を評価し公表している。

今回、連携法で公表義務を規定するのは、学校教育法施行規則で求められている「教育課程」だけでなく「当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力」を含み、同様に、成績評価及び修了の認定についても、同規則で求められている「基準」だけでなく、「成績評価及び修了の認定の状況」といった外形的なインプットの目的・結果について併せて公表を求めるとしている。これは、連携法曹基礎課程の認定を受けようとする大学にとっても、学校教育法施行規則で求められている項目だけでなく、実際にそれらがどのように行われているかに関する情報が公表されていることが、連携先を選定し、連携に当たり必要な措置を検討・実施する上で有用であるためである。

（参考1）学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第一百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）

の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するものほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする…。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるとときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二～六 (略)
- ③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- ④ 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- ⑤・⑥ (略)

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(参考2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

(参考3) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成16年文部科学省令第7号)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に規定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則…並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあっては…及び専門職大学院設置基準…に、…それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
- 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
- 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に規定するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織にすること。
- 二 教育課程にすること。
- 三 施設及び設備にすること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動にすること。

（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院…の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に規定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育活動等の状況に係る情報の提供にすること。
 - ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価にすること。
 - ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織にすること。
- 二 入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理にすること。
- ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成にすること。
 - ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定にすること。
 - ト 授業の方法にすること。
 - チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保にすること。
 - リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施にすること。
 - ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定にすること。
- ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定にすること。
- ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に關すること。
- ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に關すること。
- カ 法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況に關すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司

法試験等との連携等に関する法律（…次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかつた法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3 (略)

7. 法科大学院における教育課程の公表に当たって明示すべき事項について（新第5条第2項）

1. 今般、司法試験法改正において、第4条に第2項を新設し、法科大学院在学中の司法試験受験を可能とすることとしているが、その受験資格は、同項の法務省令で定める科目の単位を修得した上で、1年以内に法科大学院を修了する見込みを有する者に付与される。

このため、かかる受験資格を取得するために修得することが必要な科目として法務省令で定められる科目と法科大学院の教育課程で開設される科目との対応状況は、法科大学院への入学を希望する法曹志望者にとって極めて有用かつ重要な情報であるから、これらの事項について、教育課程の公開に当たって必ず明示させることとしたものである（第1号関係）。

2. また、前述のとおり、連携法第2条第1号において法曹養成の基本理念として法科大学院における専門的な法律の分野に関する教育を充実させる必要があることが明確にされることを踏まえ、専門職大学院設置基準の改正により法科大学院課程において専門的な法律の分野に関する科目の開設・履修を義務付けることを予定している（なお、同設置基準においては、司法試験法施行規則と同様に「倒産法」、「知的財産法」といった枠組みで科目を定めることを予定している。）。

そこで、これに伴い、主として、各種専門的な法律の分野に関する学識・能力を身に付けたいと考えている法科大学院進学希望者への進路選択に資する情報の提供という観点から、専門職大学院設置基準で定められることとなる科目と法科大学院で開設される科目の対応状況の明示義務を課すこととした（第2号関係）。

（参考）司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）（抄）

（法務省令で定める試験科目）

第一条 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法（公法系）
- 八 国際関係法（私法系）

8. 法科大学院を設置する大学による「連携法曹基礎課程」の認定制度の創設の必要性等について（新第6条）

1. 法科大学院と法学部の連携に係る現状と制度改正の必要性

法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷し、法科大学院志願者、入学者の減少が止まらず、一定の人が予備試験経由での法曹資格の取得を目指しているという状況にある。こうした状況を改善するためには、法科大学院入学者の大多数が法学系課程の出身者であることを踏まえ、法科大学院教育の水準の向上を図るために、入学者として、学部段階から法科大学院進学を見据えて必要な教育を受けた者を確保することが必要である。実際に、平成27年度以降、法科大学院における先導的な取組に重点的な予算配分を行う「加算プログラム」により、法科大学院を設置する大学に対し、自大学の法学部との連携のための教育上の工夫を推奨している。こうした予算上の措置の結果、平成30年度予算に係る加算プログラムでは、有識者から構成される審査委員会において、法科大学院と法学部との教育課程上の連携の取組に対する支援を申請した22大学中、14大学の取組が、予算の重点配分の対象として評価されるに至っている。

本改正は、法曹志望が明確で優れた資質・能力を有する学生に対し学部段階から法科大学院進学を見据えた教育を行う課程（連携法曹基礎課程）を創設し、併せて、連携法曹基礎課程の認定を行った法科大学院を設置する大学に対し、当該課程における教育の実施に当たっての協力義務や、当該課程における単位の修得状況を踏まえた入学者選抜を実施すべきこと等を制度化することにより、法科大学院と法学部との連携を一層促進し、連携法曹基礎課程における教育の充実及び法科大学院教育の充実を図るものである。

2. 「連携法曹基礎課程」の具体的イメージについて

9.（21ページ）に記載のとおり、連携法曹基礎課程の最も重要な要件は接続する法科大学院の少なくとも未修1年次の学修内容を網羅したカリキュラムを編成することである。しかし、1. の目的を達成する教育としては、単に未修1年次の学修内容に対応した科目の単位を取得させるだけでは足りず、当該科目を含む体系的な教育課程が編成されていることに加え、指導方法や評価方法についても、当該法科大学院との円滑な接続の観点から、当該法科大学院を設置する大学が規定する基準に基づいて行われる必要がある。

連携法曹基礎課程はこうした要件に適合したものである必要があり、少なくとも、教育上の目的に沿って教育課程の履修方法を指定する「履修上の区分」として設置され、その全体を認定の対象とすべきことから、「課程」を認定するスキームとしている（「課程」の用例として参考1）。かかる「課程」としては、大学設置基準の規定に基づき学生の履修上の区分に応じて組織される「課程」（参考2）、事実上存在する「コース」「専攻」、下記参考3に記載する東京大学法学部における「類」のほか、独立し

た組織として専任教員を有する「学科」など、様々な形態が考えられるが、いずれの形態であっても、「履修上の区分」である限りは、その対象に含まれると考えられる。

(参考1) 「課程」の用例：食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第四十八条（略）

②～⑤（略）

⑥ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

二 学校教育法…に基づく大学、旧大学令…に基づく大学又は旧専門学校令…に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

三・四（略）

⑦・⑧（略）

(参考2) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(参考3) 法曹基礎課程を置く場合に必要な対応について（東京大学法学部が東京大学法科大学院と連携する場合を想定）

1. 東京大学法科大学院のカリキュラム（現行）

○ 未修者1年次においては、以下の科目が必修とされている。

<表1>

科目	単位
基本科目憲法	2
基本科目行政法	2
基本科目民法1	4
基本科目民法2	4
基本科目民法3	4
基本科目商法	4
基本科目民事訴訟法	4
基本科目刑法	4
基本科目刑事訴訟法	2
	30

2. 東京大学法学部のカリキュラム（現行）

○ 法学部には以下の三つの課程（類）が置かれ、学生がその志望により届け出た類に属する。

- ・第1類（法学総合コース）：ビジネス法務・公務・法学研究者など、多様な進路選択に応じて法学を広い視野の中で学修することを目的とする。
- ・第2類（法律プロフェッショナルコース）：法曹や企業等における高度な法律専門職を目指すという具体的な進路を想定。特に法科大学院に既修者として進学する者を念頭に置いている。
- ・第3類（政治コース）：政治学の学修を中心としつつ自主的な研究力の向上を図るコースであり、

政治学研究者やジャーナリスト志望の学生に適したもの。

- これらの類は、学生の履修上の区分であり、法学部として開設している科目群の中から、類ごとに指定された方法で、必修科目、選択必修科目及び選択科目を履修する。
- これらの類のうち第2類は、法曹を目指す学生に特化したコースではないが、それらの学生をも対象に含めた緩やかな履修区分である。第2類のカリキュラムは以下のとおり。

<表2>

必修科目	単位
憲法	6
行政法第1部	4
民法第1部	4
民法第2部	4
民法第3部	4
商法第1部	4
民事訴訟法第1部	4
刑法第1部	4
刑事訴訟法	4
	38

<表3>

選択科目	単位
行政法第2部	4
民法第4部	4
商法第2部	4
民事訴訟法第2部	4
刑法第2部	4
	20

9. 「連携法曹基礎課程」に関する各規定の内容について（新第6条）

1. 第1項関係

本項は、法科大学院を設置する大学が、文部科学省令で定めるところにより、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程として大学から申請された課程のうち、以下のいずれにも適合するものを、連携法曹基礎課程として認定することができることを規定するものである。

- ① 当該法科大学院において求められる基礎的な学識及び能力（当該法科大学院の既修者コースに入学するために必要な学識及び能力）を修得させるための科目が当該課程の必修科目として開設されていること
- ② ①のほか、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るために必要なものとして当該法科大学院を設置する大学が定める基準に適合していること

文部科学省令の定めとしては、認定に当たっての具体的な手続き（例：②の基準を公表すべきこと）のほか、認定に際しての留意事項（例：連携法曹基礎課程の学生は、第6項に規定する「単位の修得の状況を踏まえた選抜」の対象になることを踏まえ、当該課程においては、入学者選抜の資料として利用するに相応しい水準の厳格な成績評価が行われる必要があること）等を規定することを予定している。

また、連携法曹基礎課程の目的は、単に、第1号の規定により開設する科目の履修を通じて連携先の法科大学院の既修者コースに入学するために必要な学識及び能力を修得させるだけでなく、例えば、授業で使用する教材を法科大学院と統一することや、法科大学院における教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数かつ双方向・多方向授業を行う科目を開設すること、法科大学院における教育課程を考慮した体系的なカリキュラム編成を行うこと、実際の法科大学院教育を体験させるため、共同開講科目の開設や法科大学院での科目等履修に配慮した時間割設定を行うこと等を通して、法科大学院における教育との円滑な接続を図ることも含まれる。もっとも、円滑な接続を図るために必要な具体的な取組は、各法科大学院の判断に委ねられることから、第2号では「（連携しようとする）法科大学院における教育との円滑な接続を図るために必要なものとして当該法科大学院を設置する大学が定める基準に適合すること」という形で認定要件を規定している。

2. 第2項及び第3項関係

第2項及び第3項においては、他の法令における「認定」スキームに倣い、それぞれ、認定に当たり確認を受けた内容に変更が生じた際の手続き及び認定の取消しの手続きについて規定する。

3. 第4項関係

第4項は、連携法曹基礎課程の教育の充実に当たっては、当該課程における教育の実施段階における法科大学院側の協力が重要であること、当該課程における教育の充

実が法科大学院における教育の充実にも資すること等を踏まえ、連携法曹基礎課程の認定を行った法科大学院を置く大学に対し、連携法曹基礎課程における教育の実施に協力すべきことを義務付けるものである。協力の具体的な内容としては、教育内容に関する助言の他、当該課程における授業の実施に当たり法科大学院側が教員を派遣することや、法科大学院との共同開講科目を設けることなどが想定される。

4. 第5項関係

専門職大学院設置基準においては、法科大学院の標準修業年限は3年とされ、当該3年間の課程（未修者コース）が原則とされているが、法科大学院が当該法科大学院において必要とされる基礎的な学識を有すると認める者を対象に、1年間を限度として短縮された課程（既修者コース）を設けることも可能とされている。

この既修者コースへの入学の可否を判断する際には、いわゆる既修者認定試験（通例、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目であり、入学者選抜試験を兼ねる）が行われている。

本項は、連携法曹基礎課程を修了している者は、法科大学院側が認定したカリキュラムを受講し、法科大学院側が確認した水準による成績評価を経て所定の単位を修得した者であり、既修者コースに入学するに値する十分な優秀性と適性を有している蓋然性が高いことから、当該学生が既修者コースに入学する際に既修者認定試験を別途受けさせることは、学生にとって負担であることを考慮し、当該課程における単位の修得状況を踏まえた入学者選抜を実施することを義務付けるものである（具体的には、例えば、既修者認定試験について連携法曹基礎課程の成績をもって代替することが主として考えられるが、具体的な実施方法については各大学に委ねることとしている。）。

なお、本項は「当該連携法曹基礎課程を修了して当該法科大学院に入学しようとする者を対象として」と規定することから、本項の対象者には、当該課程を修了して早期卒業する者は含まれるが、飛び入学により入学する者は含まれない（飛び入学により入学する者に対する配慮については、11.（25ページ）参照。）。

5. 第4条との関係について

連携法第4条は、法科大学院における教育の充実について、大学が、法曹養成の基本理念にのっとり自主的かつ積極的に努めるものとしているところ、本条の規定による連携法曹基礎課程の認定は、あくまで法科大学院を設置する大学の任意によるものであり、第4項及び第5項による義務についても任意による認定行為を前提としたものであるため、第4条との関係において矛盾を来すことはない。

（参考）大学と同様に一定の自治が認められている主体である地方公共団体の行為について、「基本理念にのっとり自主的に実施」することを原則としつつ、別途、詳細な努力義務規定を置いている例

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）（抄）

【責務規定】

（地方公共団体の責務）

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【具体的な努力義務規定（例）】

（地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備）

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所…その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

（学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進）

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業…等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者…その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

10. 「連携法曹基礎課程」の認定を受けようとする大学に対する協力について（新第7条）

1. 第7条は、法科大学院を設置する大学に対し、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き連携法曹基礎課程の認定を受けようとする大学が、当該課程を前条第1項各号に適合するものとするために参考となる情報の提供その他の協力の努力義務を課すものである。
2. どの大学の課程を連携法曹基礎課程として認定するかは法科大学院側の判断に委ねられているものの、有為な人材を出身大学・学部等を問わず幅広く集め、質・量ともに豊かな法曹を養成するという法科大学院創設の趣旨を踏まえれば、自大学の法学部との連携だけでなく、法科大学院を設置していない大学を始めとする他大学との連携を確保することも重要な政策的な意義を有するものであり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学との連携は、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から必要性が高い。
3. したがって、本条において、上述の努力義務規定を置くこととするが、認定自体が法科大学院の任意である以上、法科大学院側の意思にかかわらず認定を求めるあらゆる大学への協力を義務付けることは過重な負担であると考えられることから、努力義務として規定した上で、その内容についても、前条第4項に規定する教育の実施に関する必要な協力までは求めず、あくまで認定を受けるに当たって参考となる情報の提供等にとどめている。

11. 大学の責務として、法科大学院の入学者選抜における職業経験を有する者等への配慮を規定することについて（新第8条）

1. 改正趣旨

第2条第1号においては、法曹養成の基本理念として規定された「入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」を行うことが求められている。入学者の多様性の確保とは、法曹が多様かつ広範な国民の要請に応えるため、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院の入学者について、社会人経験を経た者、法学部以外の出身者などの幅広い人材を入学させることを主眼とするものであるが、それに限らず、早期卒業や飛び入学による法科大学院入学の促進も、入学者の多様性の確保に資するものであると考えられる。

しかし、法科大学院入学者の実態としては、社会人出身の入学者は激減し、未修者コースへの進学者の7割が法学部出身者となっているほか、早期卒業や飛び入学による入学者の数はごく少数にとどまっている（参考1）。このような現状に鑑み、法科大学院の入学者選抜に当たり、これらの者の適性を適確に評価し、もって入学者の多様性の確保を促進するため、これらの者について、入学者選抜の方法や実施時期等が事実上の障壁とならないよう、必要な配慮を行うべきことを規定する。

2. 第1号の規定について

社会人経験を積んだ多様なバックグラウンドを有する人材については、例えば、司法書士として登記申請手続や裁判所等への提出書類作成業務を行っていた者や弁理士として知的財産に関する実務を行っていた者が法曹資格を取得することで、専門知識を活かし、更に高度な法的紛争の解決に携わることが期待される。また、企業で国際的な争訟を担当していた者が、法曹資格を得て、企業内でより主体的に担当業務をリードすることなども期待される。このように、特に、多様な経験を活かして法曹として即戦力となり得る就業者等について、第1号に規定する。

なお、想定される適切な配慮の例としては、入学者選抜の複数回実施や就業者に配慮した選抜日時の配慮（例：試験の休日実施）、遠隔地の就業者に対する面接方法の工夫のほか、各法科大学院の養成したい法曹像に応じて、入学者選抜において社会人経験を評価すること（参考2）等が考えられる。

3. 第2号の規定について

想定される適切な配慮の例としては、各法科大学院が求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じて、理系学部等からの入学者の枠の設定や、所定の資格保有者を特に評価すること等が考えられる。また、現在、受験者の適性の適確な評価の観点から、従来の小論文試験の代わりに1人30分程度の口述試験を課し、その場で提示する題材（1千字程度の長文）に基づく試問を通じて法的な思考力・表現力等を判定している例があり、当該手法で選抜された者は総じて入学後に優れた成績を修めてい

ることから、このような手法の展開・充実も期待されるところである。

4. 第3号の規定について

本号の対象は、早期卒業及び飛び入学により法科大学院に入学しようとする全ての者であるが、当該方法により法科大学院に入学する者は、早期から法曹希望が明確である者であり、現状においてもおおよそ法学部出身者に限られている（平成30年度は79名中78名が法学部出身者。）。また、これらの者は、法学部において優秀な成績を修めていることから、その多くが既修者コースに進学すると見込まれる。

法科大学院の入学者選抜は、通例、入学前年度の夏から秋にかけて実施され、既修者コースへの入学者選抜では、法律科目（多くの場合は7科目）による、いわゆる「既修者認定試験」が課される。この際、早期卒業や飛び入学を考えている法学部生は、3年間で必要な単位を修得するだけでなく、第3学年前半の既修者認定試験で7科目を受験する必要があり、これらの中には第3学年後半での履修が通例の科目もあることから、当該科目を通常の日程で全て受験することを求めるることは、早期卒業・飛び入学を困難なものとする。そこで、想定される配慮の例として、これらの者に対しては7科目の学修が終了する3年次の年度末時点で既修者認定試験を実施するといった対応が期待される。

なお、飛び入学については、学教法第102条の改正（14.（38ページ）で後述）により、既修者認定試験の結果等を踏まえてその可否を判断することが可能となるため、当該改正と併せて既修者認定試験の実施方法・時期について配慮を求めてことで、当該試験で優秀な成績を修めた者について飛び入学の一層の促進を図ることができる。さらに、連携法曹基礎課程の学生については、当該課程の科目の成績をもって、既修者認定試験に代替されることも考えられる。

(参考1) 法科大学院入学者に占める他学部出身者、社会人経験者、早期卒業・飛び入学による入学者の推移

(単位:人)

年 度	法科大学院入学者	未修コースのうち		入学者のうち 社会人経験者	入学者のうち 早期卒業・飛び入学
		うち未修コース	他学部		
H16	5,767	3,417	1,677	2,792	28
H17	5,544	3,481	1,477	2,091	40
H18	5,784	3,605	1,323	1,925	56
H19	5,713	3,544	1,176	1,834	66
H20	5,397	3,333	1,154	1,609	91
H21	4,844	2,823	946	1,298	77
H22	4,122	2,199	664	993	72
H23	3,620	1,704	545	763	52
H24	3,150	1,325	396	689	23
H25	2,698	1,081	361	514	30
H26	2,272	811	231	422	32
H27	2,201	770	223	405	43
H28	1,857	635	173	371	61
H29	1,704	567	165	341	64
H30	1,621	509	139	275	79

(参考2) 広島大学法科大学院における社会人経験者への配慮

1. 広島大学法科大学院では、アドミッション・ポリシーとして、以下を規定している。
 - ・次の(1)から(5)までの学修姿勢を心掛けている人を多方面から求めます。
 - (1) 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人
 - (2) 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人
 - (3) 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人
 - (4) 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人
 - (5) 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人
 - ・上記(1)から(5)までの学修姿勢を「心掛けている」とは、これまでの活動において成果を向上・改善する工夫や努力を重ねた試行錯誤の体験、あるいは自らが設定したプランを成功させた経験を糧にして、自らが学習に臨むにあたり「意識的に実践している学修姿勢」を意味します。法学の基礎的学識を修得している人のみならず、法学以外の専門知識を十分に習得している人、社会において多様な知識を得て経験を得て経験を積んだ人なども歓迎します。
2. 上記を踏まえ、入学者選抜の基本方針として、以下を規定している。
 - ・これまで自らが設定したプランを実行し目標を達成した経験に対する積極的評価を特別加算点として加えます。※以下、募集要項の抜粋

・加算点について（配点 20 点）

加算点は、以下の判定基準に基づいて、20 点を限度として加算します。

(加算点判定基準)			
A 外国語能力	英語	TOEIC®テスト	750 点以上
		TOEIC®IP テスト	600 点以上
		TOEFL®テスト (PBT)	557 点以上
		TOEFL®テスト (iBT)	83 点以上
		実用英語技能検定	準1級以上
		国連英検	B級以上
	フランス語	実用フランス語技能検定	準1級以上
	ドイツ語	ドイツ語技能検定	準1級以上
	中国語	中国語検定	準1級以上 (注2)
B 専門能力	公認会計士		2次試験合格
(注1) ※2	税理士		
	日商簿記		1級
	司法書士		
	不動産鑑定士		
	土地家屋調査士		
	社会保険労務士		
	宅地建物取引士		
	行政書士		
	ファイナンシャル・プランニング技能士		1級
	医師		
	薬剤師		
	看護師		
	法学検定試験		750点以上 (注3)
	国家公務員試験		総合職(旧1種)合格

C 博士号（ただし、医師等の博士号については、専門職としての加点のみとします。）

12. 法務大臣及び文部科学大臣が「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる」旨の規定を加えることについて（新第10条第4項）

1. 法科大学院の収容定員の総数等について法務大臣及び文部科学大臣が相互に協議を求めることができるとしてすることについて

今般の改革により、法科大学院教育、司法試験及び司法修習の各プロセスがより一體的・連続的に組み込まれたものとなり、法曹養成プロセスをより充実したものとしていくべく、法務大臣と文部科学大臣の一層の協力連携を確保する必要があるところ、そのためには、両者の関係は双方向的なものであることが望ましく、現行法で規定する文部科学大臣のみからではなく、法務大臣からも、必要な場合に協議を求めることができる旨の規定を設けることが、両者の円滑な連携確保のために相当と考えられる。

特に、13.（31ページ）で後述するとおり、法科大学院の学生の収容定員の総数の上限を画する定員抑制を導入する予定であるところ、それはまさに、法曹需要等をよく知り得る法務大臣において、文部科学大臣に対して協議を求める必要が高い典型的な場合といえる。もとより法科大学院の学生の収容定員の増に係る認可自体は文部科学大臣の専権事項であるが、法曹養成のプロセスにおいて法科大学院教育は単体で存在するものではなく、司法試験・司法修習とともに当該養成プロセスとしての養成の中核を担っているものである。したがって、法科大学院入学希望者にとって予見可能性の高い安定した法曹養成制度を実現するためには、法曹が活躍するフィールドと密接な関係を有し、司法試験法を所管する法務省において、主に法曹需要の状況や求められる法曹の質という観点から、法科大学院の学生の収容定員の総数について一定の関与をすることが相当である。

2. 「その他の法曹の養成に関する事項」について

両大臣の連携が求められるのは法科大学院の学生の収容定員の総数に関する事項に限られるものではなく、次のような事項も、法科大学院教育と司法試験の連携を図るために両大臣において協議を行うことが有用なものとして考えられる。

- ① 法科大学院における教育課程の編成やその教育水準の在り方と、それを踏まえた司法試験の在り方（司法試験の内容や実施時期等）との相互の関係
- ② 法曹養成教育と法曹実務の架橋のための方策（法科大学院への法曹実務家教員の派遣の在り方等）
- ③ 法科大学院教育を経て法曹となった者の活動領域の拡大の在り方及びそれを踏まえた人材育成の在り方

3. 法務大臣及び文部科学大臣が「大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聞くことができる」旨の規定を加えることについて

今般の制度改革に伴い、法曹養成制度は全体として大きく変革されることになるが、その着実な実施と更なる改善を図るためにには、法務大臣及び文部科学大臣の相互協力はもちろんのこと、それ以外の大学や民間関係機関（弁護士会、法科大学院協会等。以下同じ。）との協力・連携が不可欠である。

特に、法科大学院の学生の収容定員の総数の上限を画する要素となる法曹需要や、法律サービスの担い手となる法曹有資格者に求められる能力・資質という観点からの検討や検証を行うに当たっては、民間関係機関の協力が不可欠であり、法曹養成に関する責務を負う法務大臣及び文部科学大臣として、これら民間関係機関に意見を求め、その声を幅広く聴取することが、法曹養成制度の充実のためには重要である。

現在、法務大臣及び文部科学大臣は、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る目的で、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参考を得て、また、法科大学院協会や経済団体等関係機関・団体の出席も得た上で、法曹養成制度改革連絡協議会を定期的に開催しており、その意見交換等を通じて、法曹養成制度に関する施策や運用に有効に活用しているところである。

このように、これまででも、法務大臣及び文部科学大臣が共同して法曹の養成に関する機関から意見を聴取する場面は存在していたところであるが、今般の改正により、法科大学院教育と司法試験の有機的連携がより一層重視されることになることを踏まえ、相互協議を通じて十分な連携を図ることとともに、前記①から③のような法曹養成に関する施策や運用に関する事項について協議・検討するに当たって必要な場合において、両大臣が共通の目的のために共同して大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴取することは、両大臣が連携して対処すべき事項の問題状況等の情報を把握・共有することを可能とするという観点から極めて有用である。

なお、現行法においても、法曹の養成に当たっては、法務省、文部科学省、最高裁判所（司法研修所を含む。）、日本弁護士連合会（及び全国各地の各単位弁護士会）、大学、法科大学院協会など、法曹の養成に関する機関の相互の協力の強化が不可欠であることから、国の責務として、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとされているところ（連携法第3条第2項）、本改正は、かかる方策のうち特に有用性が高いものとして、法務大臣と文部科学大臣の共同による関係機関への意見聴取を位置付けるものである。

13. 法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とするとともに、法科大学院以外の大学院の収容定員に係る学則の変更を届出事項とすることについて（学校教育法施行令第23条、23条の2）

1. 法科大学院の学生の収容定員の現状と改正の必要性

平成25年までに法科大学院を修了した者の平成30年司法試験までの累積合格率は、おおむね5割程度にとどまっている。司法試験合格率の低迷に加え、法科大学院課程を修了するためには相当程度の資金と時間をしてすることも相まって、法曹養成プロセスの中核である法科大学院の志願者・入学者はが少する一方で、法曹を志望する学部生・法科大学院生の予備試験志向が強まっていることが問題となっている。

合格率が5割程度にとどまっている原因の一つとしては、法科大学院創設時において、他の大学院の設置認可と同様に、設置基準を満たしたものについて、収容定員の総数の上限を定めずに一律に認可した結果、過大な定員規模となつたことが挙げられる。（平成19年のピーク時において全74校・収容定員5,825人）。

これらを踏まえれば、上記のような問題状況を改善し、能力と適性を有する者が法科大学院を選択しやすくなるためには、その課程を修了すれば司法試験に合格することができるという蓋然性を高め、維持することが必要と考えられる。

そのため、特定分野の養成を行ういわゆる「抑制4分野」の学部の定員抑制を行っている例を踏まえ、法科大学院の定員抑制を行うものである（法科大学院の定員規模に関する政府・与党の検討状況については参考1、法科大学院の設置・収容定員に関する現行制度については参考2を参照）。

2. 大学院の学生の収容定員のうち法科大学院の収容定員を認可事項とし、総数を定め、それを超えた定数増を認めないことについて

（1）医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野と同様の定員抑制を行う必要性

私立大学の学部に関しては、収容定員増は原則認可事項（例外届出事項）とされているが、いわゆる抑制4分野（医師・歯科医師・獣医師・船舶職員）、特に、需要が増えているために急激な増加を抑制する必要がある医師・獣医師や、既に十分な数が確保されているためこれ以上の増加を抑制する必要がある歯科医師においては、学校教育法施行令等において収容定員増を例外なく認可事項とするとともに、文部科学省告示において認可基準を定めることにより、厳格な要件を充足した場合に限り収容定員増を認めるか、又は一切増加を認めないこととしている（定員抑制の関係条文については参考3、抑制四分野における抑制内容の詳細については参考4を参照）。

こうした定員抑制を行っているのは、資格を得るために要する資金と時間が大きく、かかるコストを費やしても資格を得られる蓋然性が低いとすると、資金と時間

に余裕のある者しか資格試験を受験することができず、それ以外の者は、十分な能力と適性があってもこれらの養成プロセスに進学しなくなる恐れが大きくなることから、これらの養成プロセスに進学すれば一定の割合で資格が得られるという信頼を確保する必要があるからであり、同様のことが法曹養成についても当てはまる。

また、医師・歯科医師・獣医師については、当該養成プロセス以外のルートはほぼ存在しない一方（参考5）、予備試験という別ルートが存在する法曹については、法科大学院修了者の司法試験合格率を一定程度以上に高め、維持する必要性がより一層高いといえる。

これらを踏まえ、私立の法科大学院について、医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野と同様、収容定員増を例外なく認可事項とするものである。

（2）具体的な改正内容について（政令改正の段階で、改めて審査いただく予定）

学校教育法施行令第23条の認可事項の列挙規定を改正し、「私立の学校」とあるのを「私立の学校の学部」と明確化し、法科大学院の収容定員増を認可事項として規定する。

その上で、認可の基準として、法科大学院の新規設置は当面認めず、10年間の期間を限定し、法科大学院の学生の入学定員総数が2,300人を越えない範囲において認可するものとする（医師の養成に係る分野と同様）ことを、文部科学省告示において規定する予定である。

なお、これまで私立の大学院の収容定員増は報告をもって事実上の届出として行われてきたところ、大学院の専攻ごとの入学定員の充足状況等に鑑みると、今後の我が国の大院政策としては、大学院の規模を拡大する（収容定員を増加する）というより、明確な人材育成目的に基づく学位プログラムとして大学院教育の質的充実を図ることが重要であり、そのため、各大学には、人材養成目的に照らして最適な定員の設定・見直しを行うことが求められる。今後、国がこうした各大学の大学院教育充実の取組を推進するため、施策立案や大学の指導を効果的に実施するに当たり、各大学院の定員規模の動向を正確かつ確実に把握する必要があることから、収容定員の変更手続きの法的位置付けを明確にするため、今回の改正に伴い、同令第23条の2において、届出事項であることを明記する。

3. 国公立の対応

（1）国立大学

国立大学の医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野における収容定員増については、中期計画の変更手続きや予算による国の管理が可能である。また、国立大学の医学部の収容定員増については、私立大学と同様の基準で判断されることが適当であることから、同様の基準を前提とした上で、大学設置・学校法人審議会における意見伺いを行っている。その基準とは、期間を限定し、医師の養成に係る分野の入学定員の総数が一定の人数を超えない範囲において認可を行うというものである。

国立大学の法科大学院の学生の収容定員増についても、私立大学の医学部と同様、中期計画の変更手続きや予算による国の管理、また、設置審議会への意見伺いを行う。設置審議会での意見伺いのプロセスにおいては、私立大学の法科大学院と同様、以下の基準で判断されることとなる。

- ① 法科大学院の新規設置は当面認めない。
- ② 10年間の期間を限定し、法科大学院の学生の入学定員総数が2,300人を超えない範囲において認可を行うものとする

(2) 公立大学

公立大学については、上記3分野の収容定員増も届出事項とされているが、これは、地方公共団体及び地方独立行政法人は公共的性格を持つ主体であり、収容定員の抑制について国の指導等を踏まえた適切な対応が期待できるためである。したがって、公立の法科大学院についても、同様に、その収容定員増を届出事項とする。

また、公立大学の医学部の収容定員増については、私学と同様の基準を前提に、届出に係る事前の相談・指導のプロセスを通じて管理している。

公立大学の法科大学院の収容定員増についても、法科大学院の収容定員増に伴う学則の変更については、私立大学の医学部と同様、前述の基準を前提に届出に係る事前の相談・指導のプロセスを通じて管理を行うものとする。

(参考1) 法科大学院の定員規模に関する政府・与党における検討状況

○法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月）（抜粋）

- ・現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきである。
- ・各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

○中教審法科大学院等特別委員会（平成27年11月）

- ・推進会議決定を踏まえ、法科大学院の当面目指すべき定員規模を2,500人程度と設定。
- ・今後の法曹養成制度を円滑かつ健全に機能させていくためには、法科大学院の組織・人的規模を適正なものとすることが不可欠であるとの方向性を打ち出す。

○与党の法務・文科合同部会（法曹養成制度改革に向けた法改正等の緊急施策案）

- ・当面、法科大学院の定員管理を制度的に行うことが必須であるとの意見が多数出され、以下の方向性が了解された。

(参考2) 法科大学院（研究科・専攻）の設置及び収容定員に係る現状の制度

(1) 私立の場合

法科大学院を含む大学院については、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更は認可事項とされる（学校教育法第4条第1項柱書後段、同法施行令第23条第1項第8号）

方、研究科・専攻の学位の種類及び分野の変更を伴わない設置や課程の変更、研究科・専攻の廃止は届出事項とされている（法第4条第2項第1・2号、令23条の2第1項第1号ハ）。

収容定員については、総数の増加の有無に拘わらずその収容定員の増については、法令上の規定がない中で、報告を求めこれを「届出」と称している。

（2）公立の場合

法科大学院を含む大学院については、（1）と同様、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更は認可事項とされる（学校教育法第4条第1項柱書後段、同法施行令第23条第1項第8号）一方、研究科・専攻の学位の種類及び分野の変更を伴わない設置や課程の変更、研究科・専攻の廃止は届出事項とされている（法第4条第2項第1・2号、令23条の2第1項第1号ハ）。

収容定員については、自治体立及び公立大学法人立とともに、学則変更が届出とされた上（令第26条第1項第3号）で、当該学則に「収容定員…に関する事項」として（規則第4条）収容定員については届出事項となっている。

（3）国立の場合

国立大学の収容定員については、学校教育法上の認可・届出事項とはされていないものの、中期計画の記載に必要な事項として運用上整理しており、中期計画の策定及び変更についての文科大臣の認可を通じて、収容定員についても文科大臣の認可が行われるとともに、予算面も含めて国がその管理を行っている。

国立大学法人は、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な」国の事業を担うものとして規定されている（独法通則法第3条第1項）ことから、各国立大学の設置について法律で定めるとともに、必要な財政措置を行う（同法第46条等）など国としても責任を果たすことが法制上明確になっており、このように法人化後も国は国立大学の教育研究に一定の責任を果たすものであることから、学校教育法においては、国立大学法人が設置する学校は「国立大学」とされ、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更については、設置認可の手続に関する法令は適用されないこととされている。一方で、学位の種類や分野の変更を伴う場合は意見伺いとして、変更を伴わない場合は事前伺いとして、それぞれ大学設置・学校法人審議会において認可と届出の場合の設置審査と同様の手続を経ることとしている。

また、国大法においては、6年に一度、各法人は中期目標を達成するための中期計画を作成することとされ（国大法第31条）、同法第31条の2に基づき、国立大学法人評価委員会において業務の実績についての毎年度の評価や最終事業年度における評価などを行っている。文部科学大臣は、本中期目標において、各目標を達成するに当たり、基本となる教育研究組織（学部・研究科等）を、中期目標の別紙として記載することとしており、国立大学法人は、中期計画の作成及び変更に当たっては、文科省に提出の上、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、文科大臣の認可が行われることとなっている（同法第31条第1項）。当該認可にあたっては、前述の通り大学設置・学校法人審議会における手続（事前伺い・意見伺い）を経ることが条件となる。

次に、収容定員の増については、やはり学校教育法上の国立学校であることから、設置認可に係る法令が適用されないこととされている（学部・研究科等の設置に係る事前伺い・意見伺いも行われない）。一方で、各法人が中期計画を作成するに当たって留意すべき事項を参考として示し（「国立大学法人の中期目標・中期計画の項目等について」（平成26年9月9日文部科学省国立大学法人支援課長名事務連絡））、中期計画において、各計画の適正性を確認するために、学部・研究科等ごとの「収容定員」を別紙として記載するよう各法人に求めている。また、国立大学の収容定員の増減は、国が措置する国立大学法人運営費交付金における学生に係る経費として反映させており、国立大学法人運営費交付金に積算された経費として、国会における予算審議を経ている。また、文部科学省が概算要

求を行うまでの間、収容定員の増減を予定する大学からの相談等を受け、学生確保の見通し等を文部科学省において確認した上で概算要求を行うこととしている。

(参考3) 大学の収容定員の抑制に係る法令の規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項…は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、…大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 (略)

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③～⑤ (略)

○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

※未施行（平成31年4月1日施行）部分を含む

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項…の政令で定める事項…は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 (略)

八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第三項に規定する課程をいう。次条第一項第一号ハにおいて同じ。）の変更

九～十一 (略)

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ (略)

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二・三 (略)

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものと除く。）に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件（平成17年文部科学省告示第51号）（抄）

学校教育法施行令…第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め…る。

医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省令告示45号）

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条…において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法…第四条第一項の認可…の申請に関しては、…次に掲げる基準を満たすことを審査の基準とする。

一～三 （略）

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科…に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員…に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一～三 （略）

2・3 （略）

（参考4）抑制4分野について（医師、歯科医師、獣医、船舶職員）

私立の学部段階の収容定員に係る学則の変更は、原則認可事項であるところ、学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定により、総数の増加を伴わない場合には、届出で足りることとされている。

しかし、同号では、この規定の対象から「文部科学大臣が定める分野に係るものを除く」こととしており、「学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件」（平成17年文部科学省告示第51号）において、医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野（いわゆる「抑制4分野」）が指定され、これらの分野については、大学の収容定員に係る学則の変更は、例外なく認可事項となっている。

その上で、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第1条においては、文科大臣が、大学等に関する学校教育法第4条第1項の認可（設置者変更・廃止以外）の申請の審査に関して、法や大学設置基準等とともに、その他の法令に適合することと次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とした上で、その一つとして、「四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置ではないこと」を規定し、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置及び収容定員増を認めておらず、医師についてはその養成に係る大学等の設置を認めていない（収容定員増は許容されている）（抑制4分野における定員抑制）。

医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第3条において、

- ① 地域偏在対策等の限定的要件に基づいた期限を付した増加
- ② 平成30年度においては9429人を超えない範囲で認可を行うこと（それ以上の認可は認めないこと）

を規範として示している。

特に②については、定期的に厚労省の有識者会議で医師総数についての方針を打ち出し、これを閣議決定等により政府の方針として事前に定めつつ、その方針を踏まえながら、毎年度、都道府県から

の地域偏在対策等のための医師養成数の増加についての要望を厚労省が集約・ヒアリング・調整し、最終的に文科省と厚労省が調整を行った上で、文科省告示を改正し、当該上限の範囲内で要望元の都道府県との連携に合意した各大学が申請を行い、中教審の分科会を経て認可が行われるスキームとなっている。

当該告示は設置認可の基準であるが、その上限は国公立も含めた数として規定されており、国立大学の医学部の収容定員の増においては、事前伺いにおいて、上記上限を踏まえた対応が大学設置・学校法人審議会で行われ、また公立大学の医学部の収容定員の増においては、やはり上記上限を踏まえて個別のヒアリングを行い定員管理を行っている。

(参考5) 医師・歯科医師・獣医師の免許取得方法について

(1) 医師

<医師国家試験の受験資格>

- ①大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- ③外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が①②の者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

<医師国家予備試験の受験資格>

- ・外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、③に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2) 歯科医師

<歯科医師国家試験の受験資格>

- ①大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口衛生に関する実地修練を経たもの
- ③外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が①②の者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

<歯科医師国家試験予備試験の受験資格>

- ・外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、③に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(3) 獣医師

<獣医師国家試験の受験資格>

- ①大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であつて、獣医事審議会が①の者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの
- ③獣医師国家試験予備試験に合格した者

<獣医師国家試験予備試験の受験資格>

- ・外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（②該当する者を除く。）であつて、獣医事審議会が適当と認定したもの

14. 大学院への飛び入学の適否の判断要件として、学部の成績以外の要素も考慮することについて（学校教育法第102条関係）

1. 改正概要

大学院への学部段階からの飛び入学は、大学の学部に文部科学大臣の定める年数以上（一般には3年以上）在学した者であって、大学院を置く大学が、その定める学部の単位を優秀な成績で修得したと認めた場合にのみ可能とされている。

今回の改正においては、学部単位の成績に準ずるものとして文部科学大臣が定めるものがある場合には、それと学部単位の成績とを総合的に考慮して大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力の有無を判断し、飛び入学を認めることが可能とする。

なお、現時点において、学部単位の成績に準ずる程度に大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力を客観的に判断できるものとして主に想定されているのは、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に基づき「法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を有するか否かを判定するため各法科大学院が実施している、いわゆる「既修者認定試験」（下記5.（40ページ）において詳述）である。

（参考）専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 （略）

2. 現行制度について

現行法上、大学院への入学資格は大学を卒業した者に与えられることが原則である。我が国の学校教育制度は、各学校段階の入学資格をその前段階の学校の課程の修了を原則とすることで、①学校教育体系の接続関係とそれぞれの学校の課程間の相当性を明らかにするとともに、②一定の学力を担保することとしており、大学院についてもその原則を維持している。

一方、学教法第102条第2項は、飛び入学の対象者として、「当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」が定められ、学部段階の成績が優秀であることを基礎として、大学院の判断により入学を認めるとされている。この現行制度は、「創造性豊かな高度の能力を有する研究者の養成」という目的の下、学部と大学院は基本的な目的を共有し一定の連続性を有するものであることから、学部成績に基づき大学院教育を受けるにふさわしいかどうかの判断が可能で

ある、との考えに立脚している。

(参考) 大学院への飛び入学実績 (うち法科大学院への飛び入学実績)

平成23年度	219名 (21名)
平成24年度	178名 (10名)
平成25年度	226名 (18名)
平成26年度	194名 (11名)
平成27年度	231名 (20名)
平成28年度	— (34名)
平成29年度	— (35名)
平成30年度	— (37名)

※27年6月の「推進会議決定」において早期卒業及び飛び入学の促進が打ち出された

3. 改正の必要性

上述のように、現行制度は、飛び入学の可否の判断資料を学部成績に限定しており、学部成績以外にも飛び入学を希望する者の優秀さを見極める資料があつても、当該資料に基づいてその可否を判断することは認められない。しかし、大学院側の判断により優秀な学部生が早期に進学することを認める、という本制度の趣旨に鑑みれば、飛び入学の可否判断に資する資料について、学部成績と同等の質が担保されている限り、その活用を認めることに特段の支障はないと考えられる。このため、学部成績に準ずるものとして文部科学大臣が定めるものがある場合、大学院を置く大学が、学部成績と併せて当該資料に基づき、当該大学院における教育を受けるにふさわしい資質・能力を有するか否かを判断することを可能とする。

もっとも、大学院への飛び入学制度は、一定年数以上の学部在学及び学校教育体系の接続関係を前提としているものであるため、学部での学修を一切評価せずに大学院への飛び入学を認めることは適当ではない。例えば、仮に、学部とは分野の異なる大学院に進学する場合であつても、高等教育を受けることへの資質を判断する観点から、学部成績を考慮することが求められる。したがって、本改正後においても、学部成績に準じる資料のみに基づいて飛び入学を認めることとはせず、学部成績と当該資料と併せて用いることを求めることとする。

4. 「同等以上の『能力及び資質』を有する」ことを要件とすることについて

なお、学教法上の入学資格や一定の教育を受ける資格等に関する規定においては、「～と同等以上の学力」との用例が多いが（同法第57条、第58条第2項、第90条第1項、第91条第2項、第102条第1項、第104条第2項・第4項第1号、第119条第2項、第125条第2項）、これらの場合における「同等以上」の比較対象は「～を卒業した者」「～を学位を授与された者」など、学校教育上一定の地位を得た者となっているため、「(大学院を置く大学が) 当該大学院を置く大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」について用いることは適当ではないと考えられる。

一方、大学教育は「知的、道徳的、応用的能力を展開させること」を目的とし、单

位の成績とは第一義的には学生が修得した「能力」の程度を表すものであるため、「能力」に着目することは必須であると考えられる。

また、大学院への入学資格の原則である大卒者との学力の同等性を求める以上、同じ高等教育である学部での学修成果の発露である「能力」を元に、大学院教育に適応できるか否かという資質を見極める必要があり、この発想は、大学への飛び入学の資格を「特に優れた資質を有すると認めるもの」と規定していること（学教法第90条第2項）にも表れている。したがって、今回の改正に当たっては、従来の要件に該当する者と「同等以上の『能力及び資質』を有する」ことを要件とする。

5. 「文部科学大臣の定めるもの」について

本改正により学部成績と併せて飛び入学の可否判断の資料として認められるものは、学部成績に準ずる質が担保されていることが必要であることから、条文上「これ（大学院を置く大学の定める単位の修得状況）に準ずるもの」と規定し、具体的には、大学院に飛び入学しようとする者の能力及び資質を適確に把握することができる試験等を主に想定している。

この点について、専門職大学院の一類型である法科大学院では、専門職大学院設置基準において、法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学な基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）について在学期間を短縮できることを規定いる（法学既修者の2年コースを一般に「既修者コース」と呼ぶ）。法学既修者の認定は、各法科大学院における法律科目試験（既修者認定試験）として実施され、現在は全ての法科大学院において、既修者認定試験を既修者コースの入学者選抜の一部として機能させている。

以上のとおり、法科大学院については、法学既修者に対する標準修業年限の1年短縮が法定されていることの効果として、既修者コースへの入学に当たって受験生の能力及び資質を適確に評価することができる客観的な入学者選抜の内容として、既修者認定試験が制度化されていることから、改正法における「文部科学大臣の定めるもの」としては、主として既修者認定試験の結果を想定している。

現在、同試験と同程度に質が担保された試験等は他分野の大学院には存在しないことから、当面の間、改正規定の対象は法科大学院への飛び入学に限定することを想定しているが、将来、他分野において同様の試験が制度化されるような事情が生じれば、本改正規定の対象に、法科大学院以外の大学院への飛び入学も含まれることとなる。

15. 施行期日について

1. 結論

今般の法科大学院改革及びそれを踏まえた司法試験制度等の改革は、以下のスケジュールにより実施されることを想定しており、これに合わせて、一部改正法を段階的に施行することとしている。

- ① 法科大学院による「連携法曹基礎課程」（仮称）の認定制度の創設などを内容とする法科大学院改革は、平成32年（一部は公布日）から実施する。
- ② 論文式試験において選択科目を導入し、一般教養科目を廃止する新たな司法試験予備試験は、平成34年から実施する。
- ③ 法科大学院在学中受験資格を導入し、論文式試験から選択科目を廃止する新たな司法試験は、平成35年から実施する。
- ④ 司法修習生の採用要件の見直しがされ、法科大学院在学中受験資格に基づく司法試験合格者が司法修習生となる司法修習は、平成36年から実施する。

具体的には、法科大学院改革に関する改正規定のうち、収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続きに関する改正規定の施行は公布日から、その余の改正規定の施行は平成32年4月1日から、司法試験制度に関する改正規定及び司法修習制度に関する改正規定の施行は平成34年10月1日から、司法試験予備試験制度に関する改正規定の施行は平成33年12月1日からとしている。

2. 理由

(1) 連携法及び学校教育法について

法科大学院の志願者・入学者の減少がとどまらず、他方で予備試験合格資格による司法試験の合格後、法科大学院を中退するという傾向が強まっている中、法科大学院課程を経た者のうち相当程度の者が法曹資格を取得することができるという蓋然性を高め、法曹養成プロセスに対する信頼を確保することは喫緊の課題であり、可能な限り速やかに、そのための施策を実現することが必要である。

今回の制度改正の大きな柱となる連携法曹基礎課程の導入については、現在、各大学において、平成31年度に入学する学生が翌年度（平成32年度）に第2学年に進学する時点で当該課程で学修することを選択できるよう、新たなカリキュラム編成等の準備を進めていることを踏まえ、連携法曹基礎課程に関する規定を平成32年4月1日に施行することとする。

また、収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続きについては、収容定員増の認可手続きにつき、定員増を行う前々年度の3月又は前年度の6月に申請をさせることとすることを予定していることに鑑み、十分な周知期間を確保しつつも可及的速やかに対応するため、協議手続きに関する規定は公布日に施行し、その後両大臣の協議の上で認可の基準に係る文部科学省告示の改正を行い、平成32年3月の申請に対応することとする。

(2) 司法試験法について

新たな司法試験及び予備試験の実施のための法務省令の改正に当たっては、司法試験委員会において、法務大臣の諮問に応じ、調査審議を行った上で、答申を行う必要がある。その上で、法務省令の改正作業を行うこととなるが、司法試験に関して法科大学院在学中受験資格の要件として必要となる単位修得に係る科目を定めるに当たって、また、予備試験に関して選択科目の内容を定めるに当たっては、いずれも法科大学院のカリキュラム編成の見直しと密接な関係を有する文部科学省令(専門職大学院設置基準)との調整が必要となる上、法務省令の改正後、試験実施の遅くとも前々年度には新たな試験制度についての周知を行う必要がある。

それらに要する期間などを考慮し、新たな司法試験については平成35年から、また、新たな司法試験予備試験については、その合格が司法試験の受験資格となっていることに鑑み、その合格者が平成35年に新たな司法試験を受験することが可能となるよう、平成34年から、それぞれ実施することとした上で、各試験の年度の切り替え時期等に合わせて、司法試験予備試験関係の規定についての施行日を平成33年12月1日とし、その余の規定についての施行日を平成34年10月1日としている。

【参考】裁判所法の一部改正について

○ 平成34年11月開始予定の司法修習について

平成34年10月1日時点において、司法試験法第4条第2項の規定に基づいて司法試験を受けた者は存在しないため、その時点で司法試験に合格している者は全て司法修習生となる資格がある。

○ 平成36年開始予定の司法修習について

法科大学院在学中受験資格に基づき平成35年の司法試験を受験し、これに合格した者について、裁判所法第66条第1項括弧書きが適用されるため、上記の者については、司法試験の合格に加えて法科大学院課程を修了することが必要となる。